

令和5年度第4回江別市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	令和5年11月10日（金）14時00分～15時00分
場 所	江別市民会館 3階 37号室
出席委員	浅川会長、今林副会長、河野委員、金委員、中井委員、名古屋委員、日高委員、星委員、森田委員、森山委員、吉田委員（11名）
欠席委員	北川委員、佐藤委員
事 務 局	近藤生活環境部長、斉藤生活環境部次長、谷口環境室長、山崎廃棄物対策課長、岡山施設管理課長、中村廃棄物対策課主幹（計画推進担当）、石川施設管理課主幹（設備担当）、坂本庶務係長、渡邊指導係長、佐々木減量推進係長、西川施設係長、岡田減量推進係主任、奥泉減量推進係主事（13名）
傍 聴 者	2名
会議次第	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 議事（議題） （1）審議事項 ・ 江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて（ごみ処理手数料（指定ごみ袋）の見直し） （2）その他 4. 閉会
配布資料	・ 資料1 一般廃棄物処理基本計画の取り組みについて（ごみ処理手数料（指定ごみ袋）の見直し） ・ 資料1-1 家庭ごみ有料化後の処理経費・一般財源・原価等の推移 ・ 令和5年度 清掃事業概要

▼会議内容

【開会】

○山崎廃棄物対策課長

定刻となりましたので、令和5年度第4回江別市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、本日お配りした資料について確認させていただきます。

本日の資料は、次第、資料1「一般廃棄物処理基本計画の取り組みについて（ごみ処理手数料（指定ごみ袋）の見直し）」、資料1-1「家庭ごみ有料化後の処理経費・一般財源・原価等の推移」となっています。このほか、「令和5年度清掃事業概要」が完成しましたのでお配りしています。お手元にない方はいらっしゃいませんか。

本日の審議会は、江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、過半数の委員の出席をもって成立することとされております。本日は、北川委員、佐藤委員から所用のため欠席というご連絡を事前にいただいております。全委員13名中11名の委員のご出席により、過半数を超えておりますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。

議事に入ります前に、廃棄物減量等推進審議会の公開につきましてご説明させていただきます。市では、江別市情報公開条例第18条の規定により、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で透明な市政を推進するため、審議会等は、支障のない限り公開を原則としており、この審議会でも傍聴を認めております。

また、会議の議事概要として、発言内容を発言者の氏名とともに、市ホームページ等で公開いたしますのでご了承くださいと思います。本日は傍聴希望者がおりますが、委員の皆様、入室いただいてよろしいでしょうか。

(各委員了承)

それでは、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

それでは、議事に入ります。はじめに、浅川会長よりご挨拶をいただき、以降の議事進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○浅川会長

あいにくの天候の中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは早速、以降の議事について議長を務めさせていただきます。

本日の議題は、審議事項として、前回から引き続き、ごみ処理手数料（指定ごみ袋）の見直しとなっております。この第4回の審議会をもちまして、手数料と収集日の見直し等に関して、事務局からの提案をもとに、審議会としての考えをまとめていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、前回の議論を踏まえて、修正の上での再提案ということですので、事務局より新しい案の説明をお願いいたします。

○山崎廃棄物対策課長

一般廃棄物処理基本計画の取り組みのうち、ごみ処理手数料（指定ごみ袋）の見直しについてご説明します。資料1をご覧ください。

はじめに、（1）見直しの概要につきまして、1点目として、指定ごみ袋のデザインを変更したいと考えております。理由をご説明します。事務局としましては、当初、ごみ処理手数料の見直しにあたり、市民・販売店・収集作業員の負担軽減に向け、現行の指定ごみ袋のデザインを変更しない方向でご説明していました。しかし、前回の第3回審議会において、委員からのご意見にもありましたように、デザインを変更しない場合は、手数料の市民負担について、見直し前の価格で大量購入し、見直し後に使用するなどの不公平が生じる恐れがあるとの考えに至ったためです。

2点目として、段階的な見直しはせず、1回で見直したいと考えております。見直しに合わせて指定ごみ袋のデザインを変更するため、複数年かけて段階的に見直すことは、見直しを行う年ごとにデザインを変更する必要があるため、市民・販売店・収集作業員にとって、販売・購入・排出・収集の際に混乱が生じることが危惧されるためです。

3点目として、見直し額は、審議会でのこれまでの審議も踏まえ、1リットル当たり3.0円から3.4円の間で、市全体の使用料・手数料の見直し作業の中で、市総務部の予算編成の過程において、改定額を確定することとなります。

なお、ごみ処理手数料は、処理原価の3分の1の負担を基本とするほか、現行の一般廃棄物処理基本計画期間において、安定的にごみ処理を行う財源として見直し額を決定することになります。

4点目として、見直しの時期は、令和6年10月を予定しています。

5点目として、見直し後、購入済みの現行の指定ごみ袋・ごみ処理券は、差額券を貼るなどの方法により、引き続き使用できるよう対応を検討しています。

6点目として、ごみ処理券は、指定ごみ袋や大型ごみ処理料金とのバランスを考慮して見直すことにいたします。具体的には、現在、指定ごみ袋に入らないごみは、最大辺が50センチメートル以内のごみは80円、1メートル以内のごみは160円のごみ処理券を貼ってごみステーションに出せる

ことになっており、８０円のごみ処理券は、４０リットルの指定ごみ袋と同額となっております。

今回、４０リットルの指定ごみ袋を１２０円以上と見直す場合に、ごみ処理券も従来同様の価格設定で見直しますと、最大辺が５０センチメートル以内のごみ袋は１２０円以上、１メートル以内のごみ袋は２４０円以上となります。

一方、最大辺が１メートルを超えるごみは、大型ごみとして処理しているところであり、現在の最低料金は２５０円ですが、従前と同様に見直した場合の２４０円以上のごみ処理券と比較すると金額の差が小さいか、逆転することが考えられます。このため、指定ごみ袋の交付により徴収するごみ処理手数料の見直し額と、大型ごみ処理手数料との整合を図りたいと考えております。

７点目として、生活保護受給者を除く生活困窮世帯へ、指定ごみ袋の給付の検討を進めます。

次に、（２）見直し価格案の比較につきましては、前回お示ししたとおりです。

続きまして、（３）見直しに伴う一世帯あたりの負担予想であります。令和４年度までの１世帯当たりの指定ごみ袋にかかる平均負担額は、年間約４，８００円で推移していましたが、１リットル当たり３円から３．４円に見直した場合は、年間約７，５００円から８，５００円となり、１．５倍から１．７倍になると予想され、１か月当たり約２３０円から３１０円の負担増になると考えております。

次に、（４）今後のスケジュール案ですが、１１月に市議会所管委員会へ報告を行い、その後、令和６年３月の市議会定例会で、改定に向け条例改正を予定しています。条例改正後に、４月から９月にかけて市民周知や説明会を行い、９月中には、新指定ごみ袋・新ごみ処理券・差額券の販売を予定。１０月からは、新指定ごみ袋・新ごみ処理券でのごみ収集を開始する予定であります。

また、同じく１０月から「ごみ収集日変更の実施」、「紙おむつ無料収集の開始」、「古着・古布及び小型家電の拠点回収廃止」を行う予定であります。

最後に、（５）参考として、前回の審議会において、吉田委員より「家庭ごみ有料化後の処理経費・一般財源・処理原価等の推移」について説明資料の要望がございましたので、資料１－１のとおりに作成いたしました。

資料１－１をご覧ください。グラフは、平成１６年度以降のごみ処理費、一般財源、処理原価等の３か年平均を３年ごとに表しており、平成１９年度以降の処理原価３分の１相当額は、１リットル当たり３円を超えております。

グラフの見方についてご説明します。左のグレーの棒グラフが処理原価を示しています。その隣にある青色の棒グラフが、特定財源を除く市の税金等で補填している、いわゆる一般財源を示しています。この差額が、家庭ごみの手数料収入によって補填されているという考え方になります。

このグラフを左から右に見ていただきますと、時間の遷移とともに、差額が大きくなっています。原価３分の１を示す、下部の濃紫色の折れ線グラフでは、家庭ごみ有料化当初の平成１６年から平成１８年までの３か年平均では２．４円であったものが、現在令和４年では３．３円となっています。今後の予想としましては、３年後には３．５円、さらに３年後には３．６円程度に推移するのではないかと予想をしているところです。

また、令和７年から令和９年、令和１０年から令和１２年の棒グラフにつきましては、ピンク色が３．０円の手数料に見直しをした場合、オレンジ色が３．２円とした場合、緑色が３．４円とした場合のそれぞれの一般財源の額となります。現行の２．０円と比較して、手数料収入が増える場合ですので、市税の一般財源の持ち出しは、その分減るとことが示される表の作りとなっております。

処理原価が高くなっているのは、これまで何度かご説明しておりますとおり、市環境クリーンセンターの大規模修繕等の経費を平準化するため、長期包括的委託を行ったという要因があります。

また、表の上部に消費税率を記載しておりますが、有料化後、消費税の増税が２度起こった影響もあり、処理経費が増加する要因となっています。また、令和４年度には、人件費や物価高騰の影響から、環境クリーンセンターや収集運搬の委託費が大幅に増加している状況です。

以上です。

○浅川会長

ご説明ありがとうございます。前回から引き続きの内容ですが、いくつか変更点もございましたので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。追加資料の説明等も含め、一括して説明していただきましたので、全体についてご意見をいただきたいと思います。

○森田委員

今ほど事務局より、見直し額について説明がありました。額については、今後、江別市全体の中で結論を出すということですが、個人的な意見を述べさせていただきます。

江別市の場合、平成16年に家庭ごみの有料化が実施され、これまで19年間、1リットル当たり2.0円ということでした。その19年間の間に、山崎課長からもご説明いただきましたように、消費税の5%から10%への増税があり、また、環境クリーンセンターの維持においては、資料1-1に示されているとおり、令和4年度からは長期包括委託費が毎年約2億7,000万円の増額となっていることなどから、全体の処理費用も上がっています。このようなことから考えると、現状の1リットル当たり2.0円を維持するということは、難しいのが現状ではないかと思われます。

処理費用と一般財源の負担が段々と増えていくことが想定されますので、今回の見直し額については、2.0円より増額しなければならないということは、やむを得ないのではないかと考えます。

前回の審議会では、近隣市、例えば恵庭市では3.0円に値上げしているとのことでした。

それから、今回の見直しは1回で値上げするということを前提に考えますと、前回の審議会では、市としては3.2円という提案もあり、現状の2.0円と比べますと1.2円高くなりますが、この1.2円も積み重なっていくと大きな金額となり、家計にとっては負担となると思います。昨今、物価が高騰し、家計の負担も増えていますので、私としては、率直なところ、3.0円から3.4円の範囲の中での検討ということであれば、やはり、最も金額の小さい3.0円にしてはどうかと考えます。

また、指定ごみ袋のデザインについて、先ほど山崎課長からご説明があり、前回の審議会では北川委員や星委員からも、大量購入について、不公平感が懸念されるとのご指摘がありましたので、デザインの変更はやむを得ないのではないかと考えます。

私も、NPO団体で子ども食堂やフードドライブ等に関わっています。生活に困窮している方々と接する機会もありますので、そういう方々への配慮という観点からも、生活困窮世帯等への救済策などの対策も併せて実施していただきたいと思いますということをお願い申し上げます。

以上です。

○浅川会長

値上げ幅はできるだけ抑制的にということ、指定ごみ袋のデザイン変更は不公平を避けるうえで必要なことであるということ、そして生活困窮者等への対策をぜひ行ってくださいということでした。

そのほか、ご意見はございますか。

では、星委員お願いします。

○星委員

今後のスケジュール（案）で、予定では令和6年9月に新指定ごみ袋等を販売開始し、10月にはごみ出し開始となっています。

このとき、すでに手元にある、購入済みの現行指定ごみ袋は、差額券を貼って使用できます。しかし、この場合、販売されずに余った現行の指定ごみ袋はどうなるのだろうと疑問に思いました。

希望としましては、活用していただきたいと思います。例えば、何かを上印刷をするなどして再利用したり、回収をしたり、あるいは、店頭在庫がなくなるまでごみ処理券とともに販売をす

るなど、方法は色々と考えられると思います。

売れずに余ってしまう現行の指定ごみ袋をどうするつもりか、教えていただきたいです。

○浅川会長

事務局よりお答え願います。

○山崎廃棄物対策課長

まさしく現在、検討をしている部分になります。

例えば、室蘭市の事例では、旧指定ごみ袋が約160万枚余っているという状況があるようです。当市としては、可能な限り現行の指定ごみ袋を余らせないようにしたいと考えています。

そのためには、様々な方法が考えられますが、余らせないために在庫を縮小しすぎて、市民の皆様が入手できない状況とならないよう、工夫が必要だと考えています。また、販売店の在庫として残る指定ごみ袋については、現時点での考えですが、令和6年10月に全て市へ返却していただこうと考えています。

まずは、現行の指定ごみ袋は基本的に使えなくなっていくので、在庫をなるべく少なくするように考えています。その後、余った指定ごみ袋をどのように活用するかについては、今後さらに、様々な検討を加えていかなければならないと考えているところです。

以上です。

○星委員

ぜひ、活用できるような方法を考えていただき、廃棄するようなことがないような方法を検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○浅川会長

では、他にご意見はございますか。

中井委員、お願いします。

○中井委員

以前の審議会で、指定ごみ袋の値上げにおいて、原価のどの部分が上がるからであるかという話の際、事業系ごみは上がらないが、家庭系ごみは収集経費が上がるから値上げの必要があるという理由の説明があったと思いますが、今後、市民にお知らせする場合でも、手数料を上げざるを得ない理由をきちんと説明すべきだと思います。

今回、新しい原価計算の資料では、以前の説明と少々違うように感じました。収集にかかる経費よりも、焼却処理にかかる経費が大きく上がっています。以前の審議会では、収集にかかる経費が上がるため、この見直し案を出さざるを得ないと説明があったと思います。

値上げ案自体はやむを得ないかと思いますが、ごみ処理手数料を上げるということだけを説明されても、理由についても説明がされないと、市民の理解が得られないと思います。

市として、市民に対し、どの経費が上がるから手数料が値上げになるという原因を説明すべきだと思います。

議会や条例の説明では、これで十分なのかもしれませんが、市民への説明では、その点をきちんと説明していただきたいという要望です。

○浅川会長

事務局よりお答えいただけますか。

○山崎廃棄物対策課長

ご意見ありがとうございます。おそらく、内容についてご説明が足りていなかったと思います。

事業系ごみは、本来、排出者責任により事業者自らが処理するごみですので、家庭系の指定ごみ袋で原価計算に用いている数値と、対象にしている原価が異なっています。

そのため、以前の審議会では、その点について計算の仕方が異なっているというご説明をさせていただいたと記憶しています。

確かに、今回お配りした表では、費用の増加が精細な区分ごとどのように推移しているかというご説明はしていませんでした。

この表は、今後、様々な場面での説明に使用されることが見込まれますが、大まかにご説明させていただくと、中間処理をしている環境クリーンセンターにかかる費用の増が一番大きいです。

家庭系と事業系の原価計算については、考え方が異なるものということになります。

○浅川会長

中井委員、いかがでしょうか。

○中井委員

値上げをした際、事情を理解できるようなきちんとした説明の仕方をしなければ、市民の誤解を招くと思います。

○浅川会長

このようなことを、審議会だけでなく、市民にも周知して欲しいというご意見でした。

ではほかに、ご意見ありますでしょうか。

それでは森山委員、お願いいたします。

○森山委員

(1) 見直しの概要 ⑦の、生活保護を受給していない生活困窮世帯に指定ごみ袋の給付を検討する件について、どのような世帯を生活困窮世帯とするのかお尋ねします。

また、NPOや学校など公共性のある場所から出るごみは事業系ごみに該当するのでしょうか。そして、値上げの対象となるのでしょうか。

学校など公共性のある場から出るごみは、個人的には、手数料を低くする方がいいのではないかと考えています。

○山崎廃棄物対策課長

前段の生活困窮世帯の部分につきまして、現在は、生活保護世帯等が減免の対象ですが、その他の生活困窮世帯をどう捉え、新たな対象にするかというのは、これから担当部局と調整し、検討させていただきます。

後段のNPOや学校から出るごみにつきましては、全て事業系廃棄物となりますので、今回の手数料見直しには該当しない範囲になります。

○浅川会長

森山委員、よろしいでしょうか。

それでは、吉田委員お願いします。

○吉田委員

詳細な資料を作成いただき、ありがとうございました。

平成16年からの推移を見まして、当初、3分の1を負担しましょうと決めたところが、なし崩

的に3分の1以下のままになってしまっていたということでした。19年間守られてこなかったというのは、少々問題ではないかというのが率直な感想です。

有料化当初の計算で2.4円のところ、2.0円に設定していたということですが、3.1円や2.9円になった時点で、既に3.0円が妥当だったのではないかと思います。

19年の間に、その点をどうするかということは、おそらく議論されたのではないかと思いますので、結果として、19年間2.0円のままということです。

差額の累計を大まかに計算してみましたところ、令和5年を入れた20年間で計算しますと、80億円になります。

ですから、本来、ごみを出した人が負担すべき80億円を、ごみを出していない人も含めて、市の税金で補填していたということが実態となります。ごみ処理手数料収入と市税のどちらでも、市民が負担していることには変わりませんが、ごみを出す人と出さない人の間で、不公平が生じていたのだらうと考えられます。

仮に、この80億円を埋め合わせるということを考えた場合、例えば、4.0円を視野に入れるなど、さらに高くしなければなりません。3.5円で計算をした場合でも12年かかり、3.2円であれば30年かかる計算になります。そこから処理単価にプラスして0.2円上げた手数料をご負担いただくと、今まで市の税金で負担してきた80億を埋め合わせするには、何年かかるかという計算をしたとき、30年間取り返せないということになるわけです。

我々の審議会は、ごみを減らそうという考え方ですので、ごみを減らすためにどうすればよいか真剣に考えたとき、個人的には、4.0円程度が妥当ではないかと考えます。その理由として、値上げをする場合、段階的に上げていくことができなくなってしまったためです。

本来は、昨今、物価が高騰し、円安で外国の輸入製品も値上がりするなどの影響がありますので、おそらく市の方では、まずは3.0円程度に設定してから、段階的に上げていくことを検討されていたのではないかと思います。指定ごみ袋のデザインを変えることとなったために、段階的な値上げはできなくなってしまったわけですから、3.0円ですと、この先も3分の1の負担ルールが守られないことになるのではないかと考えるからです。ですから、せめて事務局提示の案の中で一番高い手数料単価、もしくは、それ以上の単価がよいのではないかと考えます。

しかしながら、色々なところとのバランスは求められると思います。

そのため、(7)「生活保護を受給していない生活困窮世帯に、指定ごみ袋の給付を検討する」という部分で、生活困窮者をしっかりとサポートする体制が取れるのであれば、生活困窮世帯以外の世帯には、3分の1に近い形でご負担いただくのがよいのではないかと思います。

過去の80億円についてどうするかはまた別の議論かもしれませんが、少なくとも、3分の1に届く程度の単価設定は必要ではないかと個人的には考えます。

○浅川会長

公平性の点、またごみ排出抑制の点から、排出者自身の負担をできるだけ高く設定する必要があるというご意見でした。事務局より何かございますか。

○山崎廃棄物対策課長

非常に耳の痛いお話をいただきました。数字の上では、高い方が望ましいところですが、行政という組織がどのような役割を担うものかを考えたとき、一般廃棄物の処理は市町村の責務となつていますが、その財源は、必ずしも手数料のみで賄うとはなっておりません。

全国的な事例からは、例えば、東京では有料化をしていますが、東京都23区では有料化しておりません。これは一例になりますが、税金のみで財源を賄うのがよいか、よくないのかという点は、議論があるところではないかと、個人的には思います。

先ほど申し上げましたとおり、一般廃棄物の処理は市町村の責務ですから、処理についてはきちんと行わないとなりません。そして、きちんと行うためには、費用の分担をすることがごみの排出抑

制に繋がるというのが、我々が19年前に始めたごみの有料化であり、吉田委員のおっしゃるところであろうかと思えます。

そのような観点についても、総合的に考えながら進めてまいります。

ごみ行政は、どうしても多くの世帯に影響を及ぼすものです。江別市には、現在約5万9000世帯がありますが、例えば、教育や福祉、子育てなどの分野では、1万世帯や2万世帯程度が対象となることに比べ、ごみは、約5万9,000世帯中、全世帯に影響する施策になります。

ですから、今後も市民の方へきちんと理由を説明できるようにして、しっかりと対応するというのが、ごみ処理施策のあり方ではないかと考えています。以上です。

○浅川会長

吉田委員よろしいでしょうか。

○吉田委員

山崎課長のお話にありましたように、行政には教育や福祉など別の分野の役割もあり、そして次の世代にお金もかけなければいけないと思います。

また、昨今は温暖化などの影響により、災害リスクが非常に高まっていますので、災害が起きたとき、市として手当できる財源を確保しておく必要があります。こういったことを考えますと、市税を必要以上にごみ処理経費に回してしまうのは問題ではないかと思えますので、その点をしっかり議論した上で、最終的には市や議会において、本当の意味で市民のためになることについてよく考慮していただければと思います。

○浅川会長

それでは、その他にご意見はございますか。

中井委員、お願いします。

○中井委員

ごみ処理に伴う負担についてですが、有料化をするとき、その議論についてはかなり行っていました。当時、私は委員ではありませんでしたが、市の方でお決めになり、最終的には3分の1ずつ負担する案を提案して、市民説明を行い、有料化を開始したという経過がありました。

ですから、負担の決め方や細かい原価について、有料化した当時の議論を、今あまり細かく追求しても、それ以上は議論ができないのではないかと考えています。

市の負担について、これ以上は議論で詰めようがないと思っています。

○浅川会長

ご意見ということで、よろしいでしょうか。

それでは、森山委員お願いします。

○森山委員

3.4円が一番よいとすると、家計の負担が約400円から680円に上がり、家計の負担はかなり大きくなります。また、「生活保護を受給していない生活困窮世帯」の対象からも外れる世帯がこれから増えると思います。すでに物価が高騰している中で、その影響から不法投棄も増えてしまうと思います。

江別市は、子育て世帯に手厚いということになっていると思うのですが、子育て世帯はそういうところに敏感なので、ごみ処理費が高いと、影響が大きいと思います。例えば、食料品の価格やごみ処理手数料、水道料、電気代などが安いと暮らしやすい街だと感じます。

ごみ出しは生活の基本の部分です。例えば、市役所の建て替えを控えるなどして、代わりにごみ

処理手数料を低めにして、ごみの減量やリサイクル、生ごみコンポストやバイオ燃料にするなどの部分に経費を費やし、長期にわたりリサイクルできるような仕組みを作って欲しいと思います。

○浅川会長

住民が、行政から公共的に行っていただかなくてはいけない事柄がたくさんある中で、ごみがどの程度重く考えるかというのは、住民によっても異なります。

市の役割としては、ごみ処理以外にも色々ありますことから、当審議会では、ごみ処理の問題について、負担の分かち合い方について、税で行うのか、現行の3分の1ルールにより排出者に負担を求めるのか、方針を定めた上で、最終的には、市が他の部署と予算配分のことを考えて、市全体の政策として決定するということになります。

ただし、ごみ処理に関しては、生活の上でのそれなりに比重も大きいというご意見もあるということで、委員の間でも見解が分かれています。市の方にはその点を考慮していただき、それぞれのご意見の根拠を踏まえて検討していただければと思います。

そのほか、ご意見ございますか。

星委員をお願いします。

○星委員

ごみ処理手数料の値上げに対し、私たち一般市民にできることは、ごみの減量ということが考えられるのですが、まず浮かぶのは雑紙や生ごみでした。雑紙は、自治会の集団資源回収で集めていますし、生ごみはコンポストにより、家庭菜園等があれば減量ができる可能性があると思います。

それから、私たちが普段出すごみは、プラスチックごみがとても多いと考えられます。

札幌市では、プラスチックごみを分別してリサイクルし、無料で回収しています。一方、江別市では、有料の指定ごみ袋で燃やせるごみとして回収し、サーマルリサイクルをしています。

札幌市のようにプラスチックをリサイクルする方式ではなく、江別市では、サーマルリサイクルに貢献している分、例えば、プラスチックごみだけ無料で回収するなどという方向性はいかがでしょうか、ということをお伺いします。

○浅川会長

事務局よりお答え願います。

○中村廃棄物対策課主幹

市では、今後、紙おむつを無料で集めるようになりますが、プラスチックごみも無料の袋で集めるとなると、おそらく、プラスチック用の袋に紙おむつも入れて出されてしまう恐れがあります。

もう一つ大きな問題として、プラスチックごみを無料で収集すると、生ごみや紙ごみなどのプラスチックを除いた他のごみ処理原価が大幅に上がってしまいます。おそらく6円を超えるなどといったことも考えられます。そのあたりのバランスを考えていく必要があると考えます。

今後の検討のテーマではありますが、全体のバランスを考えた場合、別の種類のごみ処理費が上がってしまいますので、次期の施設更新を検討する段階までは、プラスチックの収集のあり方についての検討は難しいと考えております。

○浅川会長

それでは、他に何かご意見はございますか。

(他になし)

本件は審議事項でありますので、一通りご意見をいただきましたので、ここで一定の判断をしたいと思います。

手数料の見直し額に関しては、江別市全体の手数料見直しの中で判断されるということですので、当審議会では、資料１（１）の①から⑦までのうち、③を除く内容について判断したいと思います。ここでは提案理由の説明は省きますが、決定事項として結論を出すということですので、確認のため読み上げます。

- ① 指定ごみ袋のデザインを変更する。
- ② 手数料の段階的な見直しは行わない。（１回で見直す。）
- ④ 見直し時期は、令和６年１０月を予定する。
- ⑤ 見直し後、購入済み現行指定ごみ袋・ごみ処理券は、差額券を貼ることで使用可とする。
- ⑥ ごみ処理券は、指定ごみ袋や大型ごみ処理料金とのバランスを考慮して見直す。
- ⑦ 生活保護を受給していない生活困窮世帯に、指定ごみ袋の給付を検討する。

なお、給付の対象者をどのように決めるかについては、現在調整中であるということです。

以上の６点について、お認めいただいたということですのでよろしいでしょうか。

（各委員了承）

それでは、③を除く方法①から⑦までの手法や考え方について、また、③についても基本的な考え方については異議がないということですので、審議会として了承することといたします。

次に、３．議事（議題）の（２）その他につきまして、事務局より何かありますでしょうか。

○山崎廃棄物対策課長

次回の審議会の予定についてお知らせいたします。

今回は、令和６年２月９日（金）１４時からの開催を予定しております。開催場所等の詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅川会長

ほかになれば、以上で審議事項を終了いたしますがいかがですか。

中井委員、お願いします。

○中井委員

（２）その他の中で発言いたします。

環境クリーンセンターの状況について、市民の方は詳しいことはわからないのではないかと思います。ですから、市の方できちんと説明していただきたいと思っています。

市がどのような計画に基づき、どのようにごみを収集しているのかについて、知られていないのではないかと思いますので、今回、指定ごみ袋の値上げの話題が出るこの機会に、ぜひ市民にわかるように環境クリーンセンターの状況について説明していただきたいと思っています。

以上です。

○森田委員

それであれば、審議会委員で環境クリーンセンターを視察してはいかがでしょうか。実際に見学をして、どのような改修や工事があるか説明を受けるなど、今回の任期のうちにやるとよいのではないかと思います。そちらは、また皆さんで決めていただければと思います。

○浅川会長

事務局から何かございますか。

○山崎廃棄物対策課長

そのようなご意見が出ることも想定しておりまして、どこかの段階で行いたいと考えていました。交通手段の問題などもありますので、事務局へ預けていただけると幸いです。

ただし、冬に環境クリーンセンターへ行くのは風雪などの危険を伴う場合もあり、雪が解けてから、テーマや実現できるかどうかについて検討させていただき、またご報告したいと思います。

○浅川会長

それでは、以上をもちまして本日は終了させていただきます。

お疲れ様でした。

【閉会】